

浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例（案）の骨子

（１）目的

この条例は、豊かな自然環境及び安心安全な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電施設との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としています。

（２）対象となる再生可能エネルギー発電施設

①発電出力が10kW以上の太陽光発電施設

ただし、次のいずれかに該当する施設は適用から除きます。

ア 建築物の屋根又は上に設置するもの

イ 発電する電力の全部又は一部を自家消費するもの

※条例の対象となるのは主に、空地（未利用地）に設置する全量売電型太陽光発電施設を想定しています。

②高さ15m以上の風力発電施設

（３）責務

浜中町：条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を行います。

事業者：関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、周辺関係者と良好な関係を保つこととします。

土地所有者等：設置事業により、自然環境若しくは景観を損ねない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域を適正に管理することとします

町民：町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めることとします。

（４）再生可能エネルギー発電事業を禁止する区域

災害の防止及び良好な自然環境、住環境等の保全のため、次の区域で再生可能エネルギー発電事業を行うことを禁止します。

①地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項）

②急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項）

③土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項）

④保安林の区域（森林法（昭和26年法律第249号）第25条）

⑤国指定史跡名勝天然記念物所在地（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項）

(5) 届出の義務付け

禁止区域以外の町内全域において、施設の設置について町へ届出を行うことを義務付けます。この届出に対し、町長は必要な助言や指導ができます。

(6) 周辺関係者への説明の義務付け

施設の設置前に周辺関係者への説明等を義務付けます。また、事業者は、周辺関係者の理解が得られるよう努めなければなりません。

(7) 適切な維持管理の義務付け

事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理することを義務付けます。

(8) 施設廃止の届出の義務付け

施設の廃止について町へ届出を行うことを義務付けます。

(9) 条例の施行

本条例は周知期間を設ける必要があることから、令和2年度に制定し、令和3年4月1日から施行することを予定しています。

また、本条例の施行日において、設置事業が完了している施設又は設置事業に着手している施設は適用されません。(施行日以降に増築又は更新することにより適用対象となる施設は、その時点から適用されます。)